ボン会議(SB40/ADP2-5)の結果と評価

2014年7月28日 特定非営利活動法人 気候ネットワーク

■ 会議の概要

2013 年 6 月 4 日 (水)から 6 月 15 日 (日)にかけて、ドイツのボンにて、国連気候変動会議が開 催されました。ボンでは、次の3つの会議体で並行して交渉が行われました。

▼1 つの特別作業部会

① 行動強化のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会第2回会合第5部(ADP2-5)

▼2 つの補助機関会合

- ① 実施に関する補助機関第40回会合(SBI40)
- ② 科学上及び技術上の助言に関する補助機関第40回会合(SBSTA40)

ボン会議では、2013 年末のワルシャワ会議(COP19/CMP9)の結果をもとに、2014 年 12 月のリ マ会議(COP20/CMP10)、そして2015年12月のパリ会議(COP21/CMP11)につながるよう、議論 を前進させることが期待されていました。また、会期中にはハイレベルの閣僚級会合も開催され、気 候変動対策に対する各国政府の政治的な意思が高まることも期待されていました。気候変動に関す る政府間パネル(IPCC)の各作業部会の最新報告が出揃ってから初めて開催される会議でもあり、 最新の科学的知見をもとにどのように議論が展開されるかも注目されました。

ADP では、これまで 2 つの議題 (ワークストリーム) に分かれて議論をしていましたが、今回、初め て一つの公式な交渉の場(コンタクト・グループ)が設置されました。コンタクト・グループでは、2015 年合意の要素や、2015年3月までに提出が求められている2020年以降の国別目標案1について 議論が行われました。先進国の責任を強く追及する一部の途上国の主張で実質的な議論が停滞し た場面もありましたが、全体としては前向きな雰囲気で議論が進みました。

2 つの SB では、途上国の森林減少と劣化からの排出量削減等(REDD+)や損失と被害(loss and damage)、長期資金、長期目標に関する2013~2015年の見直しなどの個別の論点について 議論しましたが、多くの議題で結論を先送りし、リマ会議での負担が大きくなる結果となりました。

次の会議は、2014年 10月 20日から 24日にかけてドイツのボンで ADP2・6 が開催され、12月 にリマ会議(COP20/CMP10)が開かれる予定です。それに先駆け、2014年9月23日には国連事 務総長主催の気候サミットが開催される予定であり、各国が気候変動対策への気運を高めることが 求められます。

¹国別目標案(INDCs: intended nationally determined contributions)。2020 年以降の温室効果 ガス排出削減数値目標、原単位目標などが想定されている。

■ 会議の内容と結果

1. 行動強化のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP2-5) ~2015 年合意・2020 年までの排出削減努力の強化~

今会合に先立ち、2014年3月にドイツのボンで行われたADP2-4において、合意文書案づくり を行う公式な交渉の場(コンタクト・グループ)を立ち上げることが合意されました。それをうけて、 ADP において初めてコンタクト・グループが設置され、2020 年からの新しい法的枠組みについての 2015 年合意(2015 年合意)と、2020 年までの排出削減目標・行動を強化すること(2020 年までの 排出削減強化)について交渉が行われました(表1参照)。

表 1 ADP の 2 つのワークストリームと主な論点・議論

	ワークストリーム1	ワークストリーム2							
名称	2015 年合意 (2015 agreement)	2020 年までの排出削減努力の強化 (pre2020 ambition)							
議題 ³	COP17 決定(Decision 1/CP.17)のパラグラフ 2-6 に関連する問題	COP17 決定(Decision 1/CP.17)のパラグラフ 7-8 に関連する問題							
交渉の 趣旨	2020 年からの新しい法的枠組みについて、2015 年 12 月の COP21 までに合意するための交渉	各国の目標・行動による排出削減見込み量と、 2℃目標のために必要な排出削減量とのギャップを 埋めるために、2020年までの各国の排出削減努力 を強化するための交渉							
主な論点	・2015 年合意の要素 ・2015 年合意における各国の排出削減目標の決め方 ・2015 年合意の法的形式(議定書、その他の法的文書、法的効力のある合意成果)	・先進国の 2020 年までの排出削減目標の引き上げと途上国の排出削減行動の強化・代替フロン類、短期寿命気候汚染物質、化石燃料補助金、国際航空・海運などの個別対策							
COP19 での 主な決定	2015 年 3 月までに、それぞれの国が目標案の準備を始め、目標案を示すことを求める。2014 年COP20までに提出する情報の内容を決定	2014年以降、高い排出削減可能性のある行動の機会についての技術的な調査を実施。技術専門家会合(TEMs)を開催							
今会合の 議論	・2015 年合意の要素(排出削減、適応、資金、技術、能力構築、透明性など)を議論・国別目標案として提出する情報の内容や提出後の事前協議の進め方を議論	都市環境と土地利用に関する技術専門家会合を 開催。今後の技術専門家会合の開催や COP20 で合意すべきことについて議論。							

気候ネットワーク作成

³ ADP2 で採択された議題は次の URL よりアクセス可。 http://unfccc.int/documentation/documents/advanced_search/items/6911.php?priref=600007424

①ワークストリーム1「2015 年合意」

・2015年3月までの提出が求められている国別目標案

2013 年末のワルシャワ会議(COP19)の結果、先進国・途上国の区別なく全ての国が、2020 年 以降の国別目標案を提出するための国内準備を開始するよう求められることになりました。また、準 備ができた国は2015年3月までに目標案を提出することとされています。

これは、いわば「事前協議型の目標決定方式」と呼べるものです(図 1 参照)。 各国がまず目標案 を提出し、その水準が危険な気候変動を避けるために必要な「2℃目標」の実現に向けて十分か、経 済社会状況の異なる国々の間で衡平性を確保できているのか等を国際的に協議して、最終的に目 標を決定することになります。自国の目標を自主的に決める「自主目標方式」になったと言われること もありますが、そのような決定はなされていません。

①各国が自国の目標案を 十分余裕をもって提出する (2015年3月まで)

②各国の目標案について 国際的に事前協議を行い、 目標引き上げにつなげる

③各国の目標を最終的に 決定し、2015年合意に 位置づける

図1「事前協議型の目標決定方式」の流れ(気候ネットワーク作成)

交渉では、目標案を提出する際、どのような情報を示すのかについて、2014 年 12 月の COP20 までに合意することになっています。その流れをうけ、今回のADPでは、国別目標案として提出する 情報の項目や、事前協議の進め方について議論が行われました。

ADP 共同議長は6月5日のコンタクト・グループで国別目標案に関する合意文書案を示しました (表 2 参照)。一部途上国の反対もあり(詳細は後述)、この合意文書案が正式に交渉のベースにな ったわけではありませんが、国別目標案のイメージの共有は進み、様々な議論が行われました。

論点の 1 つは、この国別目標案を排出削減中心にするのか、それとも適応や資金・技術・能力構 築といった途上国支援についても盛り込むのか、です。先進国は概して「各国の国内準備や国際的 な事前協議により多くの時間がかかって負担が大きくなり、現実的ではない」などとして、適応や途上 国支援を国別目標案に盛り込むことには消極的です。一方、途上国は、適応や途上国支援を国別 目標案に位置づけることで、適応対策の充実や先進国からの支援につなげたい考えです。

途上国は先進国に比して気候変動の悪影響に脆弱であり、適応を国別目標案に盛り込んで途 上国の対策強化につなげたい意向です。このことは、2015 年合意における適応の位置づけを検討 するための参考情報にもなります。温室効果ガス排出が極めて少ない途上国にとっては、適応がな いと書けることがほとんどなくなってしまうという事情もあります。

また、先進国の支援によって途上国の適応対策や排出削減対策が強化されるよう、途上国支援

について盛り込むことも必要でしょう。事前協議で各国の貢献を評価するとき、先進国の途上国支援 の在り方を示し、責任を明確にすることにもなります。これらの点は今会合では決着しなかったため、 今後も引き続き議論が続けられることになります。

表 2 国別目標案として提出する情報

(2014年6月5日に共同議長が示した合意文書案から)

排出削減に関する情報	・排出削減の貢献のタイプ								
	・時間枠あるいは期間								
	•基準年								
	・対象の範囲(地域、部門、温室効果ガスの種類)								
	・ベースラインの排出量								
	・予想される排出削減量								
	・方法論、排出の要因や採用する測定基準(地球温暖化係数など)								
	・ピーク(排出量の頭打ち)の年								
	・活用する予定の市場メカニズム								
	・土地利用部門の排出量の算定アプローチ								
適応に関する情報	・適応の貢献のタイプ								
	・時間枠あるいは期間								
	-基準年								
	・対象の範囲(地域、部門)								
	・気候影響や関連する前提の評価								
	・脆弱な部門の分析								
	・技術、投資、能力構築のニーズ								
	・適応の選択肢とそれらにかかる費用								
	・自国の投資(数値化されたもの)								
	・既存の計画や部門ごとのプロジェクト								
	•国際協力								
支援に関する情報	・支援の貢献のタイプ								
	・時間枠あるいは期間								
	•基準年								
	・適応への支援(特定された適応の選択肢、国別適応計画や国別適応行動計画								
	のようなプロジェクト・計画の援助、あるいは国際的・地域的なイニシアティブ)								
	・排出削減のための資金・技術・能力構築の支援(支援の源、前提や調達の仕								
	組み)								
その他	・衡平性や排出削減努力の強化に関連する指標やその適用								
	・自国の貢献が気候変動枠組条約の目的にどのようにつながるのかの説明(自								
	国の貢献が衡平性や排出削減努力の強化の必要性に対応しているのか、など)								
	・貢献のタイプによって追加的に必要となるその他の情報								

気候ネットワーク作成

他にも、目標案の時間枠(目標の年限が2025年か、それとも2030年か、5年ごとにレビューをす る仕組みを入れるか)についても議論されましたが、決着はしませんでした。

・国別目標案の早期提出に向けた世界の動き~日本は早期検討が必要~

ボン会議においては、国別目標案を2015年3月までに提出することを表明する国が複数ありまし た。 EU は「2030 年までに 1990 年比で 40%削減」との案を検討中であることを示し、2015 年 3 月 までに提出すると明言し、米国も、期限までに目標案を提出すると明言しました。中国も「来年早々 に」目標案を出す意思があることを大臣級会合の場で公式に表明しました。ADP 共同議長は「早期 に目標案を提出することが各国間の信頼醸成につながり、パリへの政治的な気運を盛り上げることに つながる」と早期の準備を促しました。

また、ボン会議に先立って 5 月に開催されたエネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム (MEF) 第 18 回会合5では、排出量の多い主要経済国が 2015 年 3 月までに目標案を提出すること が重要との発言が相次いだと伝えられます。また、ボン会議の会期中に開催された G7 ブリュッセル・ サミット6の首脳宣言でも「我々が国別目標案を示すとともに、他国に対し、我々に続くことを求める」と の内容が入っています。さらに、途上国が国別目標案を早期に準備できるようにするため、国際機関 や先進国は、途上国への能力構築支援をすでに始めています。世界は、2015 年合意の実現に向 けて、国別目標案の準備に着実に動いているのです。

そのような中、日本政府は今回の会議において、「2015 年 3 月までに提出できるかどうかは現時 点では不明」との立場を表明しました。国内でエネルギーミックスが決まらないから排出削減目標も たてられないというのがその理由です。日本がエネルギーミックスの検討の遅れとともに、ポスト 2020 年の排出削減も遅らせてしまえば、事前協議の中で、2℃目標のために各国の目標が十分か、衡平 なのかを比較検討することにも悪影響を与えます。政治的には、先進国が率先して行動することが 求められていることから、日本の目標案提出の遅れにより、途上国が目標案提出を躊躇する(あるい はその口実にする)恐れもあります。日本政府が求めている「全ての国の参加」の確保にも、マイナス です。

このような事情から、ボン会議でも、各国(特に米国や EU 諸国)から日本政府に強い要請があっ たと伝えられています。 世界の 900 の NGO からなる CAN(気候行動ネットワーク)も、6 月 14 日 に会議場内で記者会見を行い、日本を名指しして、懸念を表明しました。気候ネットワークを含む国 内環境 NGO でつくる CAN-Japan も、6 月 5 日、大臣級会合に参加するため現地入りしていた 北川環境副大臣と会談し、新目標案の早期検討開始を要望しました。副大臣からは「国民が参加で きる議論の場をつくるよう検討する」との回答を得たのに止まりました。

ボン会議は、日本に「ポスト2020 年の新目標案の早期検討」という期限付きの宿題を改めて念押 ししたといっていいでしょう。これに取り組むことが、日本の火急の課題といえます。

 6 2014 年 6 月 $4\sim5$ 日にベルギーのブリュッセルにて開催。 EU 、ドイツ、イタリア、カナダ、フ ランス、米国、イギリス、日本の首脳が出席。

^{5 2014}年5月8~9日にメキシコのメキシコシティにて開催。世界の排出の大部分をしめる主要 経済国を中心とする 23 カ国(日本、米国、中国、EU、カナダ、ロシア、韓国、オーストラリア、 メキシコ、南アフリカなど)と、ADP共同議長などが参加。

・2015 年合意の要素・構成

コンタクト・グループでは、2015 年合意の要素や構成について議論が行われました。ボン会議前 には、ADP 共同議長によって、これまでの各国の主張をまとめた「締約国によって特定された論点 の展望7」という非公式文書が発表されていました。しかし、一部途上国の反対もあり(後述)、それが 交渉の土台に位置づけられることのないまま、排出削減・適応・資金・技術・能力構築・行動の透明 性・遵守などといった論点で議論が行われました。

排出削減のテーマでは、「いかにして途上国と先進国の取り組みを差異化するか」という点で議論 がありました。気候変動枠組条約にある「共通だが差異ある責任の原則」そのものを否定する国はあ りませんが、これをどのように 2015 年合意に適用するかについての立場は、長年の大きな対立を引 き継いでいる論点の一つです。途上国の多くから、先進国は京都議定書のような経済全体の排出削 減数値目標をもつべきだが、途上国は柔軟にすべきと、先進国と途上国の関係を区別する趣旨の 主張がありました。他方、メキシコのように、「できる国については、途上国であっても先進国のように 経済全体の排出削減数値目標をもつことも考えられる」と述べた途上国もありました。

適応のテーマでは、世界の長期的な適応目標を2015年合意に位置づけるかどうか、位置づける としたらどのような形で盛り込まれるべきかなどについて議論がありました。適応の数値目標が必要と する意見もある一方、適応策は各国、各地域の特性によって変わりうるものであり、盛り込むとしても 定性的なものになるのではないかとの議論がありました。また、適応の制度的取り決めについては、 先進国は概して既存の仕組みの活用を中心とする立場をとりました。他には、途上国から、適応のた めの資金が十分確保されていないことについての懸念の声が聞かれました。適応が重要であること について異論はないものの、どのように2015年合意に盛り込むべきかについての立場は様々です。

資金については、2015 年合意に制度的取り決めを位置づけようという点では概ねコンセンサスが ありました。しかし、具体的に「(先進国が)いくらの資金をいつまでに出す」との約束を 2015 年合意 に盛り込むべきとする途上国と、それは難しいとする先進国の間の立場の溝は埋まりませんでした。 また、ブラジルからは途上国でも資金を出せる国は出してもよいのではないかとの提案もありましたが、 途上国と先進国の線引きを曖昧にしかねないとして、他の途上国からは懸念の声も聞かれました。

他のテーマでも、様々な議論が行われましたが、概して先進国と途上国の立場の違いからくる意 見の違いが今回も改めて見えたと言ってよいでしょう。そのギャップを埋め、一致点を探ろうという努 力も見られ、前向きに議論が進んだとも言えますが、現時点の交渉の到達点を示すようなテキストも なく、2015年合意の具体的な姿はまだ見えてきません。リマでの合意には道のりはまだ長いといえま す。今後は、共同議長が各国の意見を踏まえて、2015 年合意の要素について議論の参考となる交 渉文書案を次の会合までに作ることになっています。

・合意文書案をめぐる攻防 ~一部途上国による牽制~

ボン会議では、共同議長の合意文書案を議論の土台にすることに強く反対する一部途上国があり ました。彼らは、同志途上国グループ8と呼ばれる緩やかな交渉グループで、途上国は責任もなく能

⁷ Landscape of issues identified by Parties http://unfccc.int/resource/docs/2014/adp2/eng/3infnot.pdf

⁸ Like minded developing countries: LMDC 2014年6月時点のメンバーは、アルジェリア、アルゼンチン、ボリビア、キューバ、中国、ド ミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、イラン、イラク、クウェート、ニカ ラグア、フィリピン、カタール、サウジアラビア、スリランカ、ベネズエラ。

力も限られているとして先進国の排出責任を強く追求する立場をとっています。ボン会議で、LMDC は、共同議長のテキストではなく LMDC の独自のテキストを交渉の土台にするよう強く共同議長に 迫ることで、実質的な議論が一時的に停滞した場面もありました。最終的には、共同議長が次回会 合に向けて非公式文書をまとめることに合意しましたが、まだ火種は残っています。

このように、交渉の「進め方」についての議論がおこり、実質的な中身の議論が停滞することは国 際交渉ではしばしばあることです。今回の場合は、先進国が率先して対策強化をとること、途上国支 援を拡大することを強く求め、それらがなければ 2015 年合意は成功しないとの印象を与えるねらい があったと考えられます。このことを踏まえても、途上国も参加した全員参加の枠組みの実現には、 日本を含む先進国が、行動を強化していくことが必要だと言えます。

②ワークストリーム2「2020年までの排出削減努力の強化」

ワークストリーム 2 の下では、これまでも繰り返されてきた、先進国の 2020 年までの排 出削減目標の引き上げを求める議論がコンタクト・グループで行われた他、AOSIS(小島嶼 国連合)による提案に端を発し、ワルシャワ会議で開催を決定した「技術専門家会合 (Technical Expert Meetings: TEMs)」が開催されました。

AOSIS 提案は、具体的な政策措置や先進事例についての意見交換を行い、専門家や市民 社会などの声も踏まえて検討を重ね、議論の結果は各国の閣僚・首脳級に送り、政治的機運 を高めるとするものです。

3月に行われた ADP2-4では、再生可能エネルギーと省エネルギーに関する技術専門家会 合が開催され、今回は、都市環境と土地利用についての技術専門家会合が開催されました。

都市環境の技術専門家会合では、まず、2050年までに世界で62億人(世界人口の70%) が都市に住むことになるということ、すでに世界のエネルギー利用の 65%、温室効果ガス排 出の 70%も都市に由来することが共有されました。その後、気候変動対策に取組むいくつか の都市からの事例報告がありました。2010年よりキャップ・アンド・トレード型の排出量取 引制度を始めた東京都も招待されており、その事例を紹介しました。東京の事例は、都市が 革新的な経済的措置を導入し、「驚くべき成功」をもたらしたとされ、国際的にも注目を集め ました。

土地利用に関する技術専門家会合では、農業、森林、その他の土地利用からの排出は、世 界の排出量の約4分の1近くにもなること (エネルギー部門に次ぐ大きさ)、多くの途上国に おいて大きな排出源となっていることなどが共有され、専門家による議論が行われました。

各国からは、技術専門家会合は有益であり、これを継続しようとの声が多数あがりました。 今後開催するテーマについても、建築、運輸、再生可能エネルギーと省エネルギー、都市環 境、短期寿命気候汚染物質、CO2以外の温室効果ガス、炭素への価格付けなどといった提案 がでるなど、このプロセスへの期待が高まっていることが伺えました。ただ、これを、具体 的に2020年の削減引き上げの交渉、そして合意にどのようにつなげるかは、課題として残っ ています。

③今後の ADP の作業について

2014 年 10 月の ADP 会合に向けては、各国やオブザーバーが意見を提出し、それらをも とに ADP 共同議長が、2015 年合意の要素に関する非公式文書、国別目標案に関する COP20 リマ会議での合意文書案、2020年までの排出削減努力の強化に関する合意文書案を用意する

ことになりました。リマ会議では、2015年合意の要素を特定し、2015年5月には2015年 合意の交渉テキストを作成し、2015年12月パリ会議 COP20/CMP10につなげる予定です。

2014年には、9月23日には国連気候サミットが開催され、10月には IPCC の統合報告書 が発表される予定です。2015年には気候変動とも密接に関わる国連防災世界会議や、国連持 続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の合意も予定されています。様々な プロセスで気候変動対策への気運を盛り上げることで、ADP 交渉を後押しすることが期待さ れます。

今後の気候変動交渉スケジュール

	2014年								2015年											
	6	7	8	9	10)	11	1	.2	1 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
国連の 気候交渉 プロセス	SB40ボン会議					A D P ボン会議		プレCOPベネズエラ	C O P 20 リマ会議		国別目標案提出期限		交渉テキスト作成	S B 42 ボン会議						C O P 21 リ会議
国際動向					国連気候サミット	IPCC統合報告書					国連防災世界会議 仙						国連総会SDG s合意			
日本政府							検討? 国別目標案				台	退別目標案				適応計画策定				

2. 補助機関第 40 回会合(SBI40·SBSTA40)

2つのSBでは、「途上国の森林減少と劣化からの排出量削減等(REDD+)」や「損失と被害(loss and damage)」、長期資金などといった個別のテーマについても議論が行われました。IPCC の最 新の科学的知見をもとにした長期目標の 2013~2015 年の見直しの議題においては、IPCC の最 新の科学的知見を共有するため、組織化された専門家対話が行われるとともに、今後の進め方につ いて議論がありました。 追加セッションを 2014 年 10 月の ADP と並行して開催したいという AOSIS (小島嶼国連合)に対し、先進国はCOP20の期間中の開催にすることを主張しました。結果としては、 SB41とSB42の間に追加的な専門家対話をADPと合わせて開催するよう専門家対話のファシリテ ーターに求め、各国に意見提出をさせることが決まりました。ほとんどの時間をスケジュールの議論 に費やしており、このプロセスをどのように長期目標の見直しに活かしていくのかは依然見えません。 その他、多くの議題では主要な論点での対立点を残したまま先送りすることになり、リマ会議での 作業負担が大きくなる結果となりました。

■ ボン会議の成果と課題

1. 2015 年合意に向けて交渉モードへ

今回のボン会議は、ADP のもとで公式な交渉の場であるコンタクト・グループが初めて設置され、 交渉が本格化した点は成果といって良いでしょう。特に、2015年合意の中で重要なテーマとなった 2020 年以降の国別目標案について、早期の目標案提出と事前協議によって排出削減努力を強化 しようという気運が高まったことはボン会議の成果の 1 つです。2015 年合意の要素についての議論 も概ね前向きな雰囲気で議論が行われました。

しかし、2015 年合意の交渉テキストづくりに向けた作業の進捗は、芳しくありません。残された時 間は多くありません。2015 年合意を成功させるには、危険な気候変動を防ぎ、持続可能な社会をつ くろうという政治的意思を結集して、交渉を加速化させることが求められます。

2. 日本に求められること

前述のように、日本政府は、これまで、国際交渉のスケジュールに乗った国内準備を始めておら ず、ボン会議においては、目標案提出時期の見込みすら示すことはできませんでした。主要先進国 である日本の行動の遅れに各国は懸念を強めています。

日本は気候変動交渉における流れと自国の責任を認識し、すみやかに 2020 年後の国別目標案 についての検討を始めることが求められます。先述のように、2020 年以降の国別目標案を 2015 年 3 月までに提出し、国際的な事前協議を経て、排出削減努力を引き上げていくことが国際交渉の流 れです。すでに EU、米国、中国など、主要な国は早期提出の意思を表明しています。 世界第 5 位 の排出国である日本の提出が遅れることになれば、2015年合意に向けた気運を削ぐだけではなく、 合意成立を危ぶませることになります。

ただし、2015年3月に間に合えば何でもよいというものではありません。日本政府は2013年のワ ルシャワ会議において、暫定だとしながらも、2020年までの排出目標を「1990年比3.1%増」と大幅 に後退させ、類を見ないような厳しい批判にさらされました。また、そうした決定が密室で行われ、情 報公開もなく全く不透明だったことも問題でした。今、日本に求められることは、2015年3月までに、 意欲的で、衡平な排出削減目標案を検討するために、国内でどれだけの削減が可能かを再検証し、 必要な政策措置を含め、しっかりと検討をすることです。その際にはもちろん、情報を公開し、市民参 加の下で行うことが必要です。

そして、目標案提出後は、その水準が十分か、衡平か、国際的にチェックを受けることになります。 ワルシャワの時のように、原発事故後の国内事情を繰り返し説明し、「これでも日本としては野心的だ」 と言うのでは、到底通用しないでしょう。

目標検討の際には、従来の方針の延長線で原発依存を復活させようするのではなく、原発と石炭 への依存を抜本的に見直し、再生可能エネルギーを中心とした地域分散型のエネルギーシステム への転換を大方針とすることを確認すべきです。その上で、目標を少しでも高く引き上げることができ るよう、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギー普及、脱石炭の政策として、キャップ・アンド・ト レード型の排出量取引制度導入、地球温暖化対策税の強化、石炭火力発電規制、効率規制などの 実施を決めることが求められます。

京都議定書目標達成計画が 2012 年度末に期限を迎えた後、政府の地球温暖化対策計画が不 在のまま 1 年以上たってしまっているという異常事態に対し、計画策定への道筋を明確にすることも 必要です。

2014年6月、エネルギー基本計画を具体化するための検討が経済産業省・資源エネルギー庁に 置かれた審議会の小委員会でそれぞれ議論が始まりました。しかし、それらの検討と、温室効果ガス の削減の検討とがどのように関係し、目標案の検討・議論がどのように進められるのかもまだ不透明 です。早急に検討体制を整え、意味のある議論を公開で進め、化石燃料依存・原発頼みのエネルギ 一構造から脱却すること、またそれによって日本の経済の再生を進めていくことを方針として確立す ることが必要です。

お問い合わせ:特定非営利活動法人 気候ネットワーク (http://www.kikonet.org)

【京都事務所】〒604-8124 京都府京都市中京区帯屋町 574番地高倉ビル 305

TEL: 075-254-1011, FAX: 075-254-1012, E-mail: kyoto@kikonet.org

【東京事務所】〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

TEL: 03-3263-9210, FAX: 03-3263-9463, E-mail: tokyo@kikonet.org